

Zeetle デジタルショッピングカード 利用規約

第1条 (規約の適用)

1. 本規約は、次条に定める本サービスを加盟店が利用する場合に適用される事項を定めることを目的とします。
2. 本サービス利用の申込は、本サービスの利用を希望される加盟店が、本規約を十分に確認し、当社所定の本サービスの申込書へ必要事項を記入し捺印した上で、当社へ提出（電磁的方法による提出を含みます。）することにより行うものとします。
3. 前項の加盟店と当社間の本サービス利用に関する契約（以下「本契約」と称します。）は、前項の申込に対して当社が承諾の通知を発した時点をもって成立するものとし、本規約が本契約の内容となるものとします。

第2条 (定義)

1. 「当社」とは、本サービスを加盟店に提供する株式会社ジステートバージョンをいいます。
2. 「加盟店」とは、当社所定の様式により本サービスの利用を申し込み、当社がこれを承諾することにより、本契約を当社との間で締結した飲食店、小売店、その他の事業者をいいます。なお、加盟店は本サービスを利用するための権利を第三者に譲渡又は貸与し、若しくは第三者に本サービスを利用させ又は再販することはできません。
3. 「本サービス」とは、専用スマートフォンアプリケーション「Zeetle」や非接触 IC リーダーライター「ピットタッチシリーズ」と連携し、加盟店によるショッピングカードやメッセージ配信等を実現する ASP サービス「Zeetle デジタルショッピングカード」をいいます。

第3条 (本規約の変更)

1. 当社は、加盟店の一般の利益に適合するとき又は本規約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。
2. 前項の変更がある場合には、当社は変更が適用される日の60日前までに加盟店に対し、当該変更内容及び変更日を電子メールその他適宜の方法により通知するものとします。
3. 加盟店は、本規約の変更に同意しない場合、前項の通知を受けた日から30日以内に、本契約を直ちに解約することができるものとします。この場合、加盟店は解除により当社に生じた損害を賠償する責を負わないものとします。
4. 加盟店が前項に従い本契約を解約しない場合、当社が行った本規約の変更にも承諾したものと看做します。

第4条 (変更の届出)

1. 加盟店は、当社への登録事項に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を届出するものとします。
2. 前項の届出を怠ったことにより、加盟店が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

第5条 (アカウント及びパスワード)

1. 当社は、本サービスの提供にあたり、加盟店に対してアカウント及びパスワードを発行します。
2. 加盟店は、前項により発行されたアカウント及びパスワードを第三者に譲渡、貸与又は開示することはできず、自己のアカウント及びこれに対応するパスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。また、加盟店は、アカウント及びパスワードを失念し、又は盗まれた場合は、速やかに届け出の上その指示に従うものとし、盗難されたアカウント及びパスワードによりなされた本サービスの利用は、当該加盟店によりなされたものとみなし、本サービスの利用料金その他一切の債務を負担するものとします。

第6条 (本サービスの開始)

1. 本サービスは、次条に定める初期費用の加盟店からのお振込みを確認後、当社が加盟店に対して通知するサービス利用開始日より開始します。

第7条 (利用料及び支払方法)

1. 加盟店が支払う本サービスの初期費用及び利用料は、本サービス利用申込書記載の通りとします。
2. 加盟店は、本サービス利用申込書記載の初回支払合計額を、本サービス申込書記載の支払期限までに当社の指定する当社名義の口座へ振込ものとします。
3. 加盟店は、第1項の本サービス利用料を、本サービス申込書記載の引落日までに当社の指定する代金収納会社を利用した口座振替を利用し、支払うものとします。
4. 第3項で、加盟店が当社に対する利用料等の弁済を怠ったときは、加盟店は、当社に対し支払期日の翌日から弁済の日まで、遅延した金額について、年利14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとしたとします。
5. 加盟店が当社へのお支払いを2ヶ月以上滞った場合、当社はいつでも加盟店に対するサービスの停止あるいはカードを削除することができます。

第8条 (本サービスの内容の変更)

1. 当社は、加盟店への事前の通知なくして、本サービスのサービス内容及び仕様を変更することがあります。

第9条 (本契約の中途解約)

1. 加盟店は、当社に対し、本サービスの解約希望日が属する月の前月末までに当社所定の解約申込書を当社に提出することにより、本サービスの利用を中止して本契約を解約することができるものとします。解約日は、当社が加盟店から解約申込書を受領した日が属する月の翌月末日とし、同日をもって本サービス利用及び本契約が終了するものとします。但し、サービス開始日から36ヵ月後の月の末日までの間は最低利用期間として解約できません。
2. 前項に基づき本契約の解約がなされた場合、加盟店は本契約に基づき生じた当社に対する未払債務を、当社が指定する期日までに一括して支払うものとします。
3. 加盟店は当社が、解約日をもって Zeetle デジタルショッピングカードの全てのデータを削除することに同意するものとします。

第10条 (サポート)

1. 加盟店からの問い合わせに基づく、本サービスのサービス内容及び操作方法の説明、操作上又はデータ処理上の不具合対応等は、当社が通知する連絡先 (E-mail) にて受け付けます。

第11条 (免責事項)

1. 本サービスは、無保証かつ現状有姿で提供され、本サービスにエラー、バグ、障害等が生じることなく提供されること、及びウィルスその他有害成分が一切含まれないことを保証するものではなく、これらにより加盟店に損害が発生した場合であっても、当社は、一切の責任を負いません。但し、当該事由が生じた場合、当社はその改善に向け適切な対応に努めるものとします。
2. 本サービスを利用される加盟店のユーザが本サービスの引き継ぎを行わず、アプリの削除あるいはスマートフォンの機種変更により、本サービスの情報が消失した場合、当社は、一切の責任を負いません。

第12条 (禁止事項)

1. 本サービスの利用を通じ、加盟店は、次の各号に記載する行為を行うことはできません。
 - (1) わいせつ、賭博、暴力、残虐等の公序良俗に反する情報、及び犯罪行為を導くために利用すること。
 - (2) 他人の著作権、商標権、その他の権利を侵害するために利用すること。
 - (3) 他人の財産、プライバシー等の侵害、及び他人の名誉、信用の毀損、あるいは誹謗中傷を行うために利用すること。
 - (4) 性的、民族的、人種的その他の差別を助長するために利用すること。
 - (5) 偽造、虚偽又は詐欺的行為に利用すること。
 - (6) 法令に違反する、もしくはそのおそれのあるサービスに利用すること。
 - (7) 本サービスの運営を妨げ、もしくは当社の業務運営を妨げるおそれのあるサービス等に利用すること。
 - (8) その他当社が不適切と判断するような利用を行うこと。

第13条 (本サービスの一時的な中断)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなく、一時的に本サービスの提供を中断することがあります。
 - (1) 本サービス提供のためのシステム又は関連設備の保守を定期的又は緊急に行うとき
 - (2) 当社が利用する通信回線、電力等の提供が中断されたとき
 - (3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなったとき
 - (4) 地震、台風、洪水、津波、豪雪等の天災その他の非常事態が生じたために、法令・指導等により通信の制限等の要請、指示があった場合又は当社が必要と判断したとき
 - (5) その他当社の責に帰さない事由により本サービスの提供が困難となったとき
2. 当社は、本サービスの提供の遅滞又は一時的な中断が発生しても、これに起因して加盟店又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第14条 (本サービスの終了)

1. 当社は、3か月の予告期間をもって加盟店に通知の上、本サービスの提供を終了することができます。

第15条 (有効期間)

1. 本契約は、本契約の締結日に発効し、本サービスの開始日から36ヵ月後の月の末日に終了するものとします。ただし、当該有効期間満了の2ヶ月前までに当社又は加盟店へ書面により本契約の更新を拒絶する意思表示がない限り、本契約は更に12ヵ月同一条件にて延長されるものとし、以後も同様とします。

第16条 (知的財産権)

1. 本サービスを構成し、又は本サービスに関連する全てのプログラム、ソフトウェア、商標等に関する著作権その他の知的財産権は、当社又は当社に対し使用を許諾している第三者に帰属します。

第17条 (不可抗力)

1. 天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、疫病、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライ

キその他の労働争議、輸送機関の事故、その他当社の責に帰さない事由による本サービスの全部又は一部の履行遅滞、履行不能、不完全履行について、当社はその責に任じないものとします。

第18条 (期限の利益の喪失)

1. 加盟店が次の各号の一つにでも該当した場合、加盟店は、何らの通知を受けなくても本サービスに関連して負担する一切の債務について期限の利益を喪失します。
 - (1) 本規約の定め違反したとき
 - (2) 手形、小切手を不渡りにする等支払停止の状態に陥ったとき
 - (3) 仮差押、差押、仮処分、競売等の申立を受けたとき
 - (4) 破産、民事再生、会社更生等の申立を受けたとき又は自ら申立をしたとき
 - (5) 廃業又は解散決議をなしたとき
 - (6) 加盟店又は加盟店の株主、役員等が次のいずれかに該当するときに判明したとき
 - 1) 暴力団、暴力団組員、暴力団準構成
 - 2) 暴力団関連企業
 - 3) 総会屋等、社会運動等標榜口口、特殊知能暴力集団等
 - 4) その他これらに準ずる者
 - (7) 自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたことが判明したとき
 - 1) 暴力的な要求行為
 - 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方並びに相手方からの顧客の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - 5) その他これらに準ずる行為
 - (8) その他前各号に類する不信用な事実があったとき

第19条 (契約解除)

1. 加盟店において前条各号の一つに該当したときは、当社は何らの催告なくして契約を解除することができます。なお、この解除は当該解除により当社に生じた損害の賠償の請求を妨げません。

第20条 (機密保持)

1. 加盟店及び当社は、本サービスの利用又は提供を通じ、相手方から受領した機密情報及び自ら知り得た互いの個人情報については、これを厳重に管理し、相手方もしくは第三者の利益を害するために、又は自らもしくは第三者の利益を図るためにこれを自ら利用し、又は第三者に開示してはならないものとします。
2. 前項に係らず、加盟店及び当社は次の各号のいずれかに該当する情報を機密として取り扱う必要はありません。
 - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰さない事由により公知となったもの。
 - (2) 既に保有しているもの。
 - (3) 守秘義務を負うことなく、正当に入手したもの。
 - (4) 書面により開示を承諾されたもの。
 - (5) 機密情報によらず独自に開発又は知り得たもの。
3. 本条の機密保持義務は、本規約の終了後においてもなお有効に存続するものとします。

第21条 (個人情報取り扱い)

1. 本サービスの提供にあたって当社が取得する個人情報の取り扱い、当社が所定の方法で公表するプライバシーポリシーの定めによるものとし、加盟店はこれを承諾するものとします。
2. 加盟店が本サービスを利用する結果として本サービスのサーバへ保存されるメールアドレス・会員情報等の各種情報（個人情報を含む）に関する利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、追加又は削除等の請求に対しては、加盟店がその対応を行ない、当社は加盟店からの指示により処理を行ない、加盟店の会員等から直接請求を受け、処理を行なうことはありません。

第22条 (管轄裁判所)

1. 本サービスの提供に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄とします。

以上
2019年6月1日制定